

## 公益財団法人沖縄県スポーツ協会名誉会長・顧問及び参与推薦基準規程

### (主旨)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第34条の規定に定める名誉会長・顧問及び参与の就任について、その適正規模を図るため推薦基準を定める。

### (推薦基準)

第2条 推薦基準は次の各号によるものとする。但し、現在本会役員及び加盟団体の役員をつとめている者は除く。

#### 2 名誉会長

本県の体育・スポーツの振興発展に多大の功績があった者、又は本会の発展に多大な貢献をした者。

#### 3 顧問

- (1) 本会理事長をつとめた者。
- (2) 本会副会長を4年以上つとめた者。
- (3) 本県の体育・スポーツの発展に功労のあった者。

#### 4 参与

- (1) 本会の専務理事を4年以上つとめた者及び本会の理事又は監事を10年以上務めた者。
- (2) 本会加盟団体会長を16年以上つとめた者。

### (委嘱期間)

第3条 委嘱の期間は、委嘱してから10年間とする。

### (推薦者及び委嘱)

第4条 理事会の推薦により理事長が委嘱する。

### 附則

- 1 この規程は、平成15年 4月 1日より施行する。
- 2 この規程は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
- 4 この規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。